

簡易課税制度における仕入控除税額の計算に当たって課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置(旧規22条1項)の適用売上げがある場合の課税売上高の計算はどのように行うことになるか

Q 当社は飲食料品の卸売業を営んでいます。当社の取引先はすべて事業者で商品の販売は外税方式を採用しており、税抜価格を基に代金領収を行う場合の経過措置(旧規22条1項、規平15財務令92改正附則2条2項)の適用を受けられるものですが、事務所前のスペースを利用した自動販売機による缶飲料の販売は税込売上げとなっています。

ところで、当社では消費税の税額計算について簡易課税制度を適用していますが、経過措置(旧規22条1項)の適用を受ける売上げとそれ以外の売上げとがある場合、次の各種事業の課税売上高等の取扱いはどうなるのでしょうか。

(1) 全体の課税売上高のうち特定のまたは二の事業に係る課税売上高の占める割合が100分の75以上を占める場合には、令57条3項<中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例>による特例計算を行うことができますが、この場合の「100分の75以上」の判定に

検 討

1 消費税の課税標準

国内取引に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額です。課税資産の譲渡等の対価の額は、課税資産の譲渡等の対価として取受し、または收受すべき一切の金銭の額または金銭以外の物もしくは権利その他経済的な利益の額とされ、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税および地方消費税に相当する額を含まないこととされています(法28条1項)。

この場合の「收受すべき」とは、原則として、その課税資産の譲渡等を行った場合のその課税資産の価額(時価)をいうのではなく、その譲渡等に係る当事者間で授受することとした対価の額をいいます。

2 経過措置(旧規22条1項)を適用する場合の課税標準額

法45条1項1号において、「課税標準額」とは、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(法7条1項<輸出免税等>、法8条1項<輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税>その他の法律または条約の規定により消費税が免除されるものを除きます。)に係る課税標準である金額の合計額とされています。

ただし、総額表示が義務付けられていない事業者間取引等においては、課

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 総務部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
 ●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
 ●改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
 ●ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

(3) 令57条2項における各種事業に係る消費税額は、どのように計算することとなるのでしょうか。

A (1) 平成16年4月1日から、課税事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合に、消費税額および地方消費税額の合計額に相当する額を表示することが義務づけられたことにより生じた問題です(法63条の2)。

(2) 令57条3項による特例計算を行う場合の「100分の75以上」の判定に使用する各種事業の課税売上高は、次の算式により計算することとなります。

$$\text{第〇種事業の課税売上高(税抜)} = \frac{\text{第〇種事業の経過措置適用課税売上高} + \text{第〇種事業の経過措置不適用課税売上高} \times \frac{100}{105}}{\text{第〇種事業の経過措置適用課税売上高(本体価格)の合計額} + \text{第〇種事業の経過措置不適用課税売上高(税込)の合計額}}$$

(注) 卸売りについて売上対価の返還等の金額がある場合には、これを税抜きにしてその事業の課税売上げ(税抜)から控除します。なお、控除して控除しきれない場合は、その事業の課税売上げはゼロとして計算します。

(3) 法45条1項1号に規定する「課税標準額」は、売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額ではありませんので、課税標準額の計算に当たって、(1)の算式により計算した各事業の課税売上高を合計し、この合計額について1,000円未満の端数を切捨てた金額を課税標準額とする処理は認められません。したがって、次の算式により計算することとなり、売上げに係る対価の返還等の金額は控除しません。

$$\text{課税標準額(1,000円未満切捨て)} = \frac{\text{経過措置適用課税売上高(本体価格)の合計額} + \text{経過措置不適用課税売上高(税込)の合計額}}{105}$$

3 簡易課税制度における仕入控除税額の計算

(1) 1種類の事業のみを営む場合

第一種事業から第五種事業のうち一の事業を営む事業者の仕入控除税額は原則として次の算式により計算した金額となります。

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} \times \text{該当する事業のみなし仕入率}$$

第一種事業(90%)
第二種事業(80%)
第三種事業(70%)
第四種事業(60%)
第五種事業(50%)

(2) 2種類以上の事業を営む場合の原則

2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額は、原則として次の算式により計算した金額となります。

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} \times \left(\frac{\text{第一種事業に係る消費税額}}{\text{第一種事業に係る消費税額} + \text{第二種事業に係る消費税額} + \text{第三種事業に係る消費税額} + \text{第四種事業に係る消費税額} + \text{第五種事業に係る消費税額}} \times 90\% + \frac{\text{第二種事業に係る消費税額}}{\text{第一種事業に係る消費税額} + \text{第二種事業に係る消費税額} + \text{第三種事業に係る消費税額} + \text{第四種事業に係る消費税額} + \text{第五種事業に係る消費税額}} \times 80\% + \frac{\text{第三種事業に係る消費税額}}{\text{第一種事業に係る消費税額} + \text{第二種事業に係る消費税額} + \text{第三種事業に係る消費税額} + \text{第四種事業に係る消費税額} + \text{第五種事業に係る消費税額}} \times 70\% + \frac{\text{第四種事業に係る消費税額}}{\text{第一種事業に係る消費税額} + \text{第二種事業に係る消費税額} + \text{第三種事業に係る消費税額} + \text{第四種事業に係る消費税額} + \text{第五種事業に係る消費税額}} \times 60\% + \frac{\text{第五種事業に係る消費税額}}{\text{第一種事業に係る消費税額} + \text{第二種事業に係る消費税額} + \text{第三種事業に係る消費税額} + \text{第四種事業に係る消費税額} + \text{第五種事業に係る消費税額}} \times 50\% \right)$$

(3) 一の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の100分の75以上を占める場合の計算の特例

実務上、問題になりやすい事例

判断のむずかしい事例

幅広く採り上げ、詳細に解説した実務手引書!!

ケース・スタディ
消費税実務の手引

●判断の難しい問題を幅広く収載!

消費税に関して、実務で問題になりやすい事例や、判断に迷うような事例を幅広く採り上げていますので、直面するさまざまな問題の解決にお役立ていただけます。

●わかりやすい編集方法!

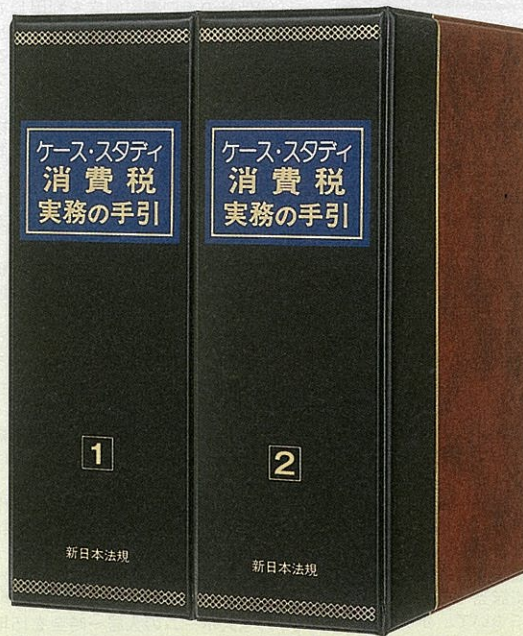
具体的な「質問」に対して、簡潔明瞭な「回答」で即答が得られるとともに、「検討」では、結論に至るまでの考え方を詳しく解説しています。

●理解の手助けとなる工夫!

消費税に関連する法人税などの取扱いにも言及。また、類似する事例や計算例を織り交ぜ、ていねいに解説してありますので、より深い理解が得られます。

●信頼できる内容!

本書は、税務行政の担当官の編集・執筆によるもので、実際に寄せられた相談事例をもとに取扱いを示しており、最も信頼できる確かな内容となっています。



0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁1,960頁
 定価15,400円(本体14,000円)送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)



本書の執筆者

齋藤文雄 椿 隆 嶋村秀基 森田 修
畠山順一郎 池田 孝 植松浩行

※執筆者は、国税庁課税部消費税課勤務（執筆当時）であり、本文中意見にわたる部分は、個人の見解によるものです。

掲載内容

第1 納税義務者・課税期間

- 国内に営業所等を有していない外国人にも消費税の納税義務はあるか
- 破産財団に属する課税資産を処分した場合の消費税の納税義務者はだれになるか
- ゲーム機のレンタル契約を締結してゲームセンター等を共同運営する場合の納税義務者はだれになるか
- 国際宅配便のように運送業者が輸入を代行する場合の納税義務者はだれになるか
- 実質的な輸入者と輸入申告名義人が異なる場合には実質的な輸入者を輸入品に係る消費税の納税義務者とできないか
- 委託販売に係る課税売上げを販売金額から手数料による計上に変更した場合の基準期間における課税売上高の計算はどうか
- 前事業年度の中で倒産している場合の基準期間における課税売上高はどのように計算することになるか
- 基準期間が1年未満の法人の免税事業者の判定はどのように行うか
- NPO法人に対する消費税の課税関係
- 人格のない社団等が社団法人となった場合には人格のない社団等の課税売上高により納税義務の有無を判定することになるか
- 人格のない社団等である労働組合が法人となった場合の消費税の課税関係はどうか
- 医療法人に新設法人の特例規定が適用されるか
- 個人事業者が年の途中で開業した場合の事業を開始した日と基準期間における課税売上高の計算はどのようになるか
- 決算期を変更した場合の基準期間における課税売上高はどのように判定することになるか

第2 課税対象

- 個人経営の建築業者が自己の家屋を建築した場合は家事消費として課税売上げとすべきか
- 現物分配により設立した子会社の納税義務
- 会社法上の分割に伴う資産の移転があった場合の課税関係
- 現物分配の場合の課税標準
- 農業の一部を使用している雑木林の譲渡は事業として行う資産の譲渡等に該当するか
- 事業用および家事用の両方に使用している資産を売却した場合の課税関係はどうか
- 売上原価のうち消費税が課税されない取引がある場合は、売上金額のうちその部分を除いた金額を課税の対象とすることでよい
- 法人が役員の実務を支出した場合の取扱い、みなし譲渡として課税売上げに計上すべきか
- 工事発注者の地位の譲渡に伴って受け取る工事代金の前渡金に係る金利相当額は課税でよい
- 建設中のビルを引き継ぎ、その諸費用を精算した場合の課税関係はどうか
- 建築賃貸借契約の賃借人としての地位を譲渡

- した場合は課税売上げとなるか
- 担保物件に対し担保権が行使された場合は、担保物件の譲渡として課税の対象となるか
- 譲渡担保が実行された場合は担保物件の譲渡として課税売上げとなるか
- 物上保証が実行されたことにより取得した求償権が満たされなかった場合には、その求償額を貸倒控除の対象とできるか
- ゴルフ会員権を会員権業者に売却した場合と預託金の返還を受けた場合とで課税関係は異なるか
- 商品を事業者間で融通しあった場合にも消費税は課税されるか
- パチンコの景品買取りは手数料相当額を課税売上げとしてよい
- ゴルフのプレー料金のうち預り金で処理しているものは課税対象外でよい
- 入居者から領収するビルの共益費の課税関係はどうか

第3 国内・国外取引の判定

- 海外の事業者からソフトウェアを借り入れた場合は、国外取引となるか
- 外国人が日本国内における商標出願権を譲渡した場合や登録出願中の商標の貸付けを行った場合の課税関係はどうか
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引の内判判定は、どのようにするか
- 海外で行うプラント建設工事を丸投げした場合、国内取引に該当するか国外取引に該当するかを判定はどのように行うか
- 海外プラント工事に係るコンサルティング業務を請け負ったが、国内取引として課税対象となるか
- 海外プラント工事に伴って下請けとして助言・監督業務を行った場合の課税関係はどうか
- ハワイで注文のあった土産品を国内の倉庫から発送する場合の課税関係はどうか
- 非居住者が国内でテクニカルアドバイスをを行う場合は国内取引となるか
- 海外バック旅行に際して添乗員やツアーコンダクターを派遣してもらった場合は国内取引となるか国外取引となるか
- 海外旅行に同行する通訳やガイドが提供するサービスは国内取引に該当するか
- 海外のホテルの手配について、ホテルから手数料をもらう場合と利用者から手数料をもらう場合の課税関係はどうか
- 外国の鉄道会社等の予約端末機を設置している場合に支払う端末機使用料は課税の対象か

第4 非課税取引

- 採石のために土地を譲渡した場合は、採石権と土地の所有権の譲渡に区分して課税関係を判断することになるか
- 温泉の原泉地を譲渡した場合は、温泉権と土地の所有権の譲渡に区分して課税関係を判断することになるか
- 借地権の譲渡または転賃に際して地主が受領する名義書換料は非課税売上げか

- 土曜日、日曜日以外の土地の貸付けでも1年間は1か月以上となるので非課税として取り扱ってよい
- 転用未計可農地に係る所有権移転請求権を譲渡した場合は課税売上げとなるか
- 保証債務を履行した場合に債務者から求償債務額に応じて徴収する損害金は課税売上げとなるか
- リース契約書において利息相当額を区分して表示した場合の取扱いは、どうなるか
- 組合が行っている金融事業について徴収する手数料は非課税の利子に該当するか
- 不動産業者が顧客を紹介したことにより提携先の金融業者から受領する提携料等は課税売上げとなるか
- 集合住宅の家賃、共益費、管理料等の課税・非課税の判定は、どのようなものか
- ゴルフ会員権の譲渡金額のうち預託金相当額までは非課税でよい
- 法人の借入れについて役員が担保提供した場合の消費税の取扱いはどうか
- キャンセル料として没収する予約金は課税対象となるか
- 変動金利によるリスクヘッジのために支払う手数料は利子として非課税となるものか

第5 免税取引

- 輸出相手国の都府から友好商社を経由して輸出する場合に実際の輸出者が免税の適用を受けることはできるか
- 他社の通信設備を借りて行う国際通信サービスは通常の通話サービスと同様に免税となるか
- 他社の大口割引制度を利用して国際電話サービスの提供を行う場合にユーザーから収受する通話料金は全額が免除となるか
- 国際航空旅客輸送に係るキックバックは免税売上げに対する対価の返還等に該当するか
- 国際輸送用の船舶の持分を現物出資することも免税規定の適用対象となる取引に該当するか
- 輸出用船舶のオーナーサプライ品の譲渡は国内の造船所で引渡しが行われるが、輸出免税の取扱いはできないか
- リースを受けている国内線用航空機を国際線用に転賃した場合の消費税の課税関係はどうか
- 国際線航空機の機内サービスや操縦を他社に委託した場合の課税関係はどうか
- 国際輸送用のコンテナのうち消費税が免税となるのはどのようなものか
- 他の事業者に対し航路船舶の水先業務を下請させた場合の免税規定の適用関係はどのようになるか
- 通関業者が顧客に依頼され、作成する送り状（インボイス）等の作成手数料は免税となるか

第6 資産の譲渡等の時期

- 老人ホームの入居一時金を15年間にわたって収益に繰り入れる場合の資産の譲渡等の時期はいつになるか
- 長期大規模工事の請負については消費税でも工事進行基準により売上げを計上しなければならないか
- 法人が請負をした工事が着手の日の属する課税期間後の課税期間において、長期大規模工事に該当することとなった場合の取扱い
- 法人が請負をした長期大規模工事が着手の日の属する課税期間後の課税期間において、長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い
- 一棟完成することに引渡しをする特約となっている工事については引渡しの都度売上げに

- 計上しなければならないか
- 工事進行基準と工事完成基準・部分完成基準の適用関係はどのようになるのか
- 出来高払いにより課税仕入れを行っている場合には課税売上げもこれに対応して計上しなければならないか
- 共同事業の計算期間が構成員の課税期間と異なる場合の取扱い
- 法人の所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合の資産の譲渡時期について

第7 課税標準

- 売上代金として受領した手形を割引いた場合には、割引後の手取額を課税売上げに計上すればよい
- 土地と建物を一括して譲渡した場合に課税売上げとなる建物の金額は不動産鑑定業者による鑑定評価額によることでよい
- 子会社の設立に当たり現物出資を行った場合の課税標準はどのようになるか
- 日頃から値引き販売しているアイスクリームを商品券を引換えに販売した場合の課税標準はどのようになるか
- 販売時は外貨建てで請求して決済は一定日の為替レートで換算した円貨で支払う場合の課税標準はどうか
- 商社と国内メーカーとの間で販売時は外貨建て、支払は円建てという取引を行っている場合の販売時と支払時の円換算差額は課税の対象外でよい
- 外貨建て円貨払い取引において、取引当事者間で譲渡時の換算額が異なる場合の消費税の課税標準はどうか
- 外貨建て外貨払い取引の消費税等を外貨建て円貨払いにより支払う場合の課税関係はどうか
- 自動車教習所の合宿免許の課税標準はどうか
- 評価額を上回る価格で下取りした場合の課税標準はどのようになるか
- 荷主に代わって運送業者が運送品に損害保険を付する場合は保険料を含めた金額が運送料金として課税されることになるか

第8 税額控除

- 1 仕入れ等に係る消費税額の控除
- 建物、機械等のように高額でかつ永年にわたって使用する資産を購入した場合でも購入した課税期間でその全額を一度に仕入れ税額控除できるか
- 運送途上の資産の破損による損失を買主が負う場合はその資産が事業の用に供し得なかった時でも仕入れ税額控除を受けられるか
- 上棟式に要した玉串料等は課税仕入れの対象となるか
- ビル売却に伴い入居者に支払う立退料、転居先改装代、引越費用は仕入れ税額控除の対象となるか
- 取引先の売場の増改築に要した費用の一部を負担した場合はその負担額分の課税仕入れがあったものとしてよい
- サラリーマンの夫が妻の経営する事業に供する資産を取得して無償で使用させる場合、その取得に係る消費税を妻は控除することができるか
- 放送局を開設しようとする事業者が支払う電波利用料は仕入れ税額控除の対象となるか
- 商店街のアーケード工事の分担金を支払った場合は課税仕入れとなるか
- 馬主が調教師に対して支払う預託料は課税仕入れに該当するか
- 分取造林契約における造林者の課税仕入れはどのようになるか
- 設立登記前に行った課税仕入れについて設立後の法人が仕入れ税額控除の対象とすることが

- できるか
- 自社が出版しているイベントの入場券を購入して得意先に無償で配付した場合の購入費用の仕入れ税額控除はどのようになるか
- 購入したイベントの入場券を従業員に配付する場合、入場券の購入金額を課税仕入れとすることができるか
- 単身赴任する従業員に支給する単身赴任手当等は仕入れ税額控除の対象となるか
- 大学で行う社員研修の授業料は課税仕入れとなるか
- 得意先を招待する旅行の費用の一部をメーカーに負担してもらう場合の仕入れ税額控除の対象となる範囲はどうか
- 従業員が購入する食事用プリペイドカードの代金を補助している場合、補助した金額は課税仕入れとなるか
- 簡易通関した場合、輸入品に係る消費税は仕入れ税額控除することはできるか
- 逆委託加工貿易の場合の課税貨物の引取りに係る消費税額の仕入れ税額控除について
- 事業と家事の共用として自動車を購入した場合の仕入れ税額控除はどのようにすればよい
- プレミアムがついたプリペイドカードを使用した場合の課税仕入れの金額はプレミアムを含めた金額でよい
- 国内における課税売上げがない場合の仕入れ税額控除はどのようになるか
- 得意先の招待用に野球場のシーズン予約席を購入した場合はどの課税期間で仕入れ税額控除を行えばよい
- 社屋の建設に要した諸費用は完成時に全額課税仕入れとすることができるか
- 出来高検収により下請代金を支払う場合は支払の都度仕入れ税額控除を行うことができるか

- 2 仕入れに係る消費税額の調整
- 免税事業者が棚卸資産に調整した販売用宅地の造成費用に即しては課税事業者となってから仕入れ税額控除を行うことができるか
- 3 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除
- 輸入物品について海外の購入先から受ける割戻しは仕入れに係る対価の返還等に該当するか
- 割戻金の支払に代えて仕入れ先から観劇、旅行等に招待された場合も観劇等の費用相当額の仕入れに係る対価の返還等があったことになるか
- 市から購入した金額で販売するゴミ袋について支払を受ける負担金補助は販売手数料が不課税の補助金か、あるいは単なる割戻金か
- 消費者に対するキャッシュバックサービスの課税関係はどのようになるか
- 系列販売店で購入代金を信販との提携カードで決済した場合に行うキャッシュバックの費用負担に対する取扱いはどうか
- メーカークーポン広告による値引きに係る課税上の取扱いはどのようになるか
- 4 貸倒れに係る消費税額の控除
- 譲り受けた他社の売掛債権が貸倒れとなった場合には譲受人において貸倒控除を受けることができるか
- 委託販売代金が貸倒れとなった場合の取扱い

第9 簡易課税制度

- 林業のうち加工賃等を対価とする役務の提供として第四種事業に該当するものにはどのようなものがあるか
- 下請工事のみの建設業者はすべてが加工賃等を対価とする役務の提供として第四種事業に該当することになるか
- 製造業者が行う事業で加工賃等を対価とする役務の提供に該当するものの範囲はどのようになるか

- 段ボール等の梱包材や事業用の自動車を売却した場合の事業区分はどのようになるか
- 個人事業者が事業用資産を家事のために消費した場合の事業区分はどのようになるか
- 商店街が行うトレーディングスタンプ事業の事業区分はどのようになるか
- 飲食店で徴しているサービス料等の事業区分はどのようになるか
- 飲食店を経営する事業者が行うパーティー会場等への出張サービスの事業区分
- ソフトウェア・ライセンス契約に係る事業区分はどのようになるか
- 簡易課税制度における仕入控除税額の計算に当たって課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（旧規22条1項）の適用売上げがある場合の課税売上高の計算はどのように行うことになるか

第10 申告・納付・還付

- 非居住者である外国人に係る申告手続等の方法
- 工事進行基準を採用している事業者が仮決算による中間申告を行う場合の課税売上高はどのようになるか
- 仮決算による中間申告において一括比例配分方式を適用した場合は確定申告でも同じ方式を適用しなければならないか
- 分割があった場合の分割法人の中間申請
- 商品1個ごとに税込価格と消費税額等を表示している場合に、その消費税額等の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算してよい
- 請求書と領収書の記載方法が相違している場合でも課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置の適用は認められるか
- 規平15財務令92改正附則2条3項（旧規22条1項）の適用を受ける場合の税込価格と消費税額等の記載の内容説明を店頭表示することでもよい
- 宿泊料と併せて精算するその他の利用料金についてそれぞれ1円未満の端数を処理した消費税額等を表示している場合でも規平15財務令92改正附則2条3項の経過措置の適用は認められるか
- 総額表示義務の創設に伴う旧規22条1項の適用関係
- 総額表示義務の対象となる取引は
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超え、課税事業者となる場合には、どのような手続が必要か

第11 国等に対する特例

- 財団法人が支給する退職金に充てるための交付金の使途を特定する方法として監督官庁の大臣の証明によることでよい
- 繰上充用に伴う予算措置により受け入れた一般会計繰入金の使用の特定方法
- 私立学校経常費補助金についてその実績報告書により特定収入かどうかを判定してよい
- 課税仕入れ等に使途が特定されている特定収入と使途が特定されていない特定収入の区分は交付申請書等により行ってよい
- 国等が簡易課税制度を適用している場合の特定収入に係る調整計算の要否
- 財政の窮乏した健保組合等の保険給付費に充てるための給付費臨時補助金は特定収入に該当しないこととする取扱いでよい
- 借入金の利子として使用することとされている補助金

附 録

※内容を一部変更することがありますのでご了承ください。